ころころキコロ

**会則（規約）**

**（名称）** 第１条 この会は、ころころキコロ（以下「本会」）という。

**（目的）** 第２条 本会は、地元三島をよりよい街だと再認識していただくために、地元の方々とコミュニケーションをとるような機会を作り、三島の良さを知っていく。

また、なぜ三島がいいのかを、あらゆる分野から知ることで、さらに地元愛郷土愛を育んでいくことを目的とする。

それが少子化や自治体の活性化に繋がることを目的とする。

**（事業）** 第３条 本会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴ 三島の子供たちを対象にした三島コロマガ政策プロジェクト

**（組織）** 第４条 本会は、目的に賛同する者により組織する。

**（入退会）** 第５条 本会へ入会又は退会する者は、代表者に申し出るものとする。

**（役員）** 第６条 本会を運営するため、次の役員を置く。

⑴ 代表者 1人 (2)副代表 事務局 1人　（3）事務局　１名

**（役員の選任）** 第７条 役員は、役員全員の同意により選任する。

**（役員の任期）** 第８条 役員の任期は（5月27日から）永年とし、再任を妨げない。

**（役員の職務）** 第９条 役員の職務は、次のとおりとする。 ⑴ 代表者は、この会を代表し、会務を総理する。 ⑵ 副代表は、代表者を補佐する。 ⑶ 事務局は、本会の事務並びに会計事務を処理する。

**（会議）** 第１０条 本会の会議は、役員会とする。

**（役員会）** 第１１条 代表者はこの会の運営に必要な事項を協議決定するため、定期的に（又は必要に応じて）役員会を開催する。

２ 役員会は、代表者が議長となり、次の事項を審議決定する。

⑴ 事業の計画および実績に関すること

⑵ 収支予算および決算に関すること

⑶ 会則の改廃に関すること

⑷ 役員の選任に関すること

⑸ 会費に関すること

⑹ その他会の重要事項

**（入会金）** 第１２条 本会は入会金を徴収しない。

**（会費）** 第１３条 本会は会費を徴収しない。

**（経費）** 第１４条 本会の経費は、参加費、寄付金、助成金及びその他 の収入をもって充てる。

**（会計年度）** 第１５条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則 この会則（又は規約）は、令和5年5月27日から適用する。